

岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会 第3回専門検討委員会

日時 平成25年7月26日(金)
午後3時30分～5時15分
場所 県庁5階 5-B会議室

次 第

1 開会

2 挨拶

3 議事

「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」に係る施行状況の
検討について（報告書の取りまとめ）

4 その他

5 閉会

【配布資料一覧】

- ・岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会専門検討委員会委員名簿
- ・岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会第3回専門検討委員会座席図
- ・岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営規程
- ・岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会「専門検討委員会」設置要綱
- ・「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例解説」及び「特定大規模集客施設立地誘導指針」（冊子）

- ・資料1 立地誘導条例施行状況検討スケジュール
- ・資料2-1 立地誘導条例施行状況検討に係る意見募集結果について
- ・資料2-2 提出意見一覧表
- ・資料3 「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」の施行状況検討に関する専門検討委員会報告書（案）

岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会

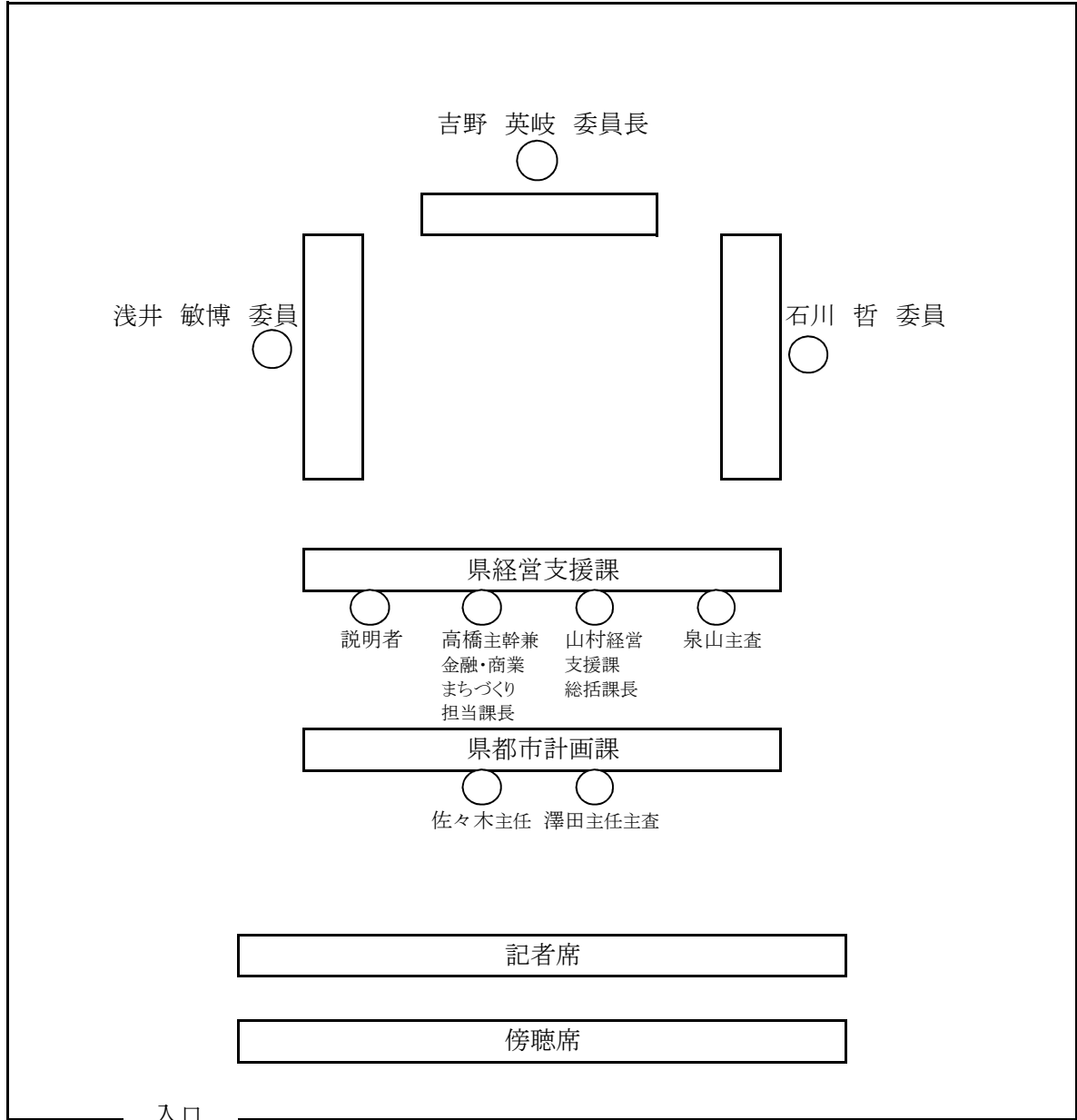
専門検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
あさい としひろ 浅井 敏博	株式会社アスク代表取締役 不動産鑑定士	
いしかわ さとし 石川 哲	石川法律事務所 弁護士	
よしの ひでき 吉野 英岐	岩手県立大学総合政策学部教授	委員長

岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会 第3回専門検討委員会 座席図

(県庁5階 5-B会議室)



岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営規程

(趣旨)

第1 この規程は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第21条の規定により、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 審議会の会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴)

第3 傍聴に関する手続は、議長が審議会に諮って定める。

2 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(説明等の聴取)

第4 議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- (1) 条例第7条第5項の新設届出者等
- (2) 条例第8条第4項の関係市町村の長
- (3) 条例第9条第2項に規定する関係市町村の住民等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議長が適当と認める者

(議事録)

第5 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 議事録には、議長が指名する審議会の委員が署名するものとする。

(採決)

第6 議長は、議事について採決しようとするときは、議案及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど審議会に諮って決定するものとする。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、議案について出席委員に異議がないと認めるときは、採決の手順を省略して、可決した旨を宣告することができる。

(補則)

第7 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年1月25日から施行する。

**岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会
「専門検討委員会」設置要綱**

(設置)

第1 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例及び特定大規模集客施設立地誘導指針の施行状況について検討を行うため、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）に「専門検討委員会」を設置する。

(組織)

第2 専門検討委員会は、審議会会長が審議会委員の中から指名する3人をもって構成する。

(委員長)

第3 専門検討委員会に委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第4 専門検討委員会は、審議会会長が招集する。

2 審議会会長は、必要に応じ、構成員以外の者を専門検討委員会に出席させ、又は出席を要請することができる。

(庶務)

第5 専門検討委員会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、専門検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門検討委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年1月25日から施行する。